

諏訪小学校いじめ防止基本方針

本校の教育目標 「【あかぎの心】を育てよう～明るい子・考える子・鍛える子へ『一歩、もう一歩』～」を達成するためには、児童の心身に重大な影響を及ぼすいじめ等を防止し、安心して生活し学ぶことができる学校づくりが不可欠である。そのために、学校、家庭、地域、関係機関の連携により、児童を守り育む教育環境を構築し、いじめ防止に向けた取組を明らかにする。

参考（※「学校教育相談の手引き」8ページ「1 いじめ」の（１）（２）より）

（１）「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底すること。特にいじめの児童生徒に対しては、出席停止等の措置を含め、毅然とした指導を行うこと。

（２）いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すこと。

【めざす児童像】

あ：明るい子…自他を大切にし、思いやりのある子

か：考える子…めあてをもち、自ら学ぶ子

ぎ：鍛える子…最後まで、粘り強くやり抜く子

いじめ対策委員会

学校関係者

校長、教頭、生活指導主任、学年主任。場合により当該教諭、養護教諭、等を含む。

※いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」をいう。

専門家・外部関係者

スクールカウンセラー、
巡回相談、
スクールサポーター

保護者

地域

育成会、民生委員、児童委員、自治会長

関係機関

長崎市教育研究所、
こども・女性・障害者
支援センター、長崎
県教育委員会、長崎
市障害福祉センター
診療所

児童会

桜馬場中学校生徒会
と連携。いじめに関す
るアンケートをもと
に「桜中校区人権宣言
文」作成。

（いじめの禁止） 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

※いじめ防止対策推進法より抜粋

（保護者の責務等） 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ問題への取組

(学校及び学校の教職員の責務)第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめの防止

- ①校内指導体制の確立
- ②教師の指導力向上
- ③人権意識と生命尊重の態度の育成
- ④道徳的実践力を培う道徳教育の充実
- ⑤子どもの自己肯定感の育成
- ⑥子どもの自己指導能力の育成
- ⑦家庭・地域社会、関係機関との連携強化
- ⑧学校基本方針の周知
- ⑨学校基本方針による取組の評価

いじめの早期発見

- ①教職員による観察や情報交換
- ②定期的なアンケート調査
- ③教育相談体制の整備
- ④情報の収集
- ⑤相談機関等の周知

いじめに対する措置

- ①いじめの発見や相談を受けたときの対応
- ②組織的な対応
- ③いじめられた児童生徒及びその保護者への支援
- ④いじめた児童生徒への指導またはその保護者への助言
- ⑤集団への働きかけ
- ⑥ネット上のいじめへの対応

重大事態発生時の取組

- ①被害児童の状況把握とその対応
- ②加害児童の状況把握とその対応
- ③保護者への連絡・市教委への報告
- ④事後指導

【いじめ重大事態について】

- ◎調査を要する重大事態
 - ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ③その他、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合など

年間活動計画（研修計画も含む）

月	活 動 内 容	月	活 動 内 容
4月	児童理解研修会 生活アンケート	10月	児童理解研修会 生活アンケート
5月	児童理解研修会 生活アンケート	11月	児童理解研修会 生活アンケート
6月	児童理解研修会 生活アンケート	12月	児童理解研修会 生活アンケート
7月	児童理解研修会 いじめ対策委員会 生活アンケート	1月	児童理解研修会 生活アンケート
8月	児童理解研修会 個人面談（保護者）	2月	児童理解研修会 生活アンケート
9月	児童理解研修会 生活アンケート	3月	児童理解研修会 いじめ対策委員会 生活アンケート

※ 必要に応じて児童との「個人面談」を実施している。

いじめが発生した場合の対応

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 児童や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任・学年主任・生活指導主任へ報告

→
直ちに報告する

教頭・校長への報告

- 速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会



関係機関

(市教委 829-1195, 長崎署 822-0110)

- 「いじめ対策委員会」での関係児童からの聴き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

被害児童生徒への継続した支援

- 被害児童を守り通すとともに、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- ※「学校教育相談の手引き」8～10ページ参照

加害児童生徒への継続した指導

- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、状況に応じて、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。

いじめのチェックリスト

指導体制

- ☐ いじめ問題について、特定の教員が抱え込むことなく、その重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制のもと実践に当たっている。
- ☐ 「いじめ対策ハンドブック」等を活用した研修を実施するなど、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図っている。
- ☐ いじめについて訴えがあったときは、正確かつ迅速な事実関係の把握に努め、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制が確立している。
- ☐ いじめ問題の状況によっては、適宜、教育委員会へ連絡・相談し、協力して対応している。

未然防止

- ☐ お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にしている指導等の充実に努めている。
- ☐ いじめのない学級づくりに向け、人権教育の充実に図っている。
- ☐ 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用し、いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳の指導や取組を毎年確実に実践している。
- ☐ 児童会、生徒会活動において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、児童生徒が自主的に取り組んでいる。
- ☐ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけないよう、細心の注意を払っている。

早期発見・早期解決

- ☐ 児童生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個別面談を行うなど、きめ細かな把握に努めている。
- ☐ 校内に教育相談の体制が整備されている。
- ☐ 教育相談機能の充実に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど学校内外の専門家を活用している。
- ☐ いじめ対策委員会を設置し、いじめの未然防止及び早期発見・早期解消に努めている。
- ☐ いじめられている児童生徒に対し、いじめから守るための対応を行っている。
- ☐ いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、警察等との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしている。
- ☐ いじめが解消した場合でも、継続して十分な注意を払うこととしている。

家庭・地域・関係機関との連携

- ☐ 年度初めに、いじめ問題に対する学校の指導方針等を明らかにし、保護者・地域の理解を得るようにしている。
- ☐ いじめが起きた場合、必要に応じて児童相談所、警察との連携を図っている。
- ☐ 学校以外の相談窓口について周知を図っている。
- ☐ いじめ問題について協議する機会を設け、地域ぐるみで対策を進めている。

様々な相談機関

相 談 窓 口	電話番号・メールアドレス	相 談 時 間	
長崎市 こども相談センター	095-829-1122 メール・LINE相談あり	8:45～17:30	(月～金)
長崎市教育研究所教育相談室	0120-556-275 soudan@nagasaki-city.ed.jp	9:00～16:00	(月～金)
長崎市 こども・子育てイーカオ相談	095-822-3725 LINE相談あり	8:45～17:30	(月～金)
長崎こども・女性・障害者支援センター	095-844-6166	9:00～17:45	(月～金)
子ども・家庭 110 番	095-844-1117	9:00～20:00	(毎日)
長崎子ども・若者総合相談センター (ゆめおす)	095-824-6325 yumeosu@n-kodomo-wakamono.jp	10:00～22:00	(月～水、金)
		10:00～18:00	(土)
長崎県警察本部ヤングテレホン	0120-786714	9:00～17:45	(月～金)
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00～22:00	(毎日)
		第1・3土曜日は24時間	
こころの電話	095-847-7867	9:00～12:00 13:00～15:15	(月～金)
こどもの人権 110 番	0120-007-110 メール・LINE相談あり	8:30～17:15	(月～金)
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	24時間	(毎日)